

吉野東小学校PTA会則

第一章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「吉野東小学校PTA」と称し、事務局を吉野東小学校に置く。

(会員)

第2条 この会の会員は、吉野東小学校在籍児童の保護者（以下、保護者という。）と吉野東小学校職員（以下、職員という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、保護者と職員が相互の理解と協力によって、学校と家庭及び地域社会における児童の幸福な成長と健全育成を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 児童の教育上の諸問題に関すること
- (2) 児童の生活の善導と社会教育の振興に関すること
- (3) 児童の生活環境の教育的整備に関すること
- (4) 教育効果の増進に関すること
- (5) その他、目的達成のために必要なこと

第二章 役員及び委員

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名（保護者）
- (2) 副会長 9名（保護者7名・教頭2名）
- (3) 書 記 3名（保護者2名・職員1名）
- (4) 会 計 2名（保護者1名・職員1名）
- (5) 監 査 2名（保護者1名・職員1名）
- (6) 顧 問 1名（校長）

2 前項第1号から第4号までの役員（職員を除く。）を総称して執行部と称する。

(役員職務)

第5条の2 会長は、この会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は、この会の庶務に当たる。

4 会計は、この会の会計事務に当たる。

5 監査は、この会の一般事務及び会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

6 顧問は、各会議において必要な助言を行う。

(役員選任)

第5条の3 会長、副会長、書記、会計、並びに監査（職員を除く。）の選任は、吉野東小学校PTA役員等選考規程に基づいて立候補及び推薦された者の中から総会、又は評議員会において選出する。

(役員任期)

第5条の4 役員（職員を除く。）の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員（職員を除く。）に欠員が生じた場合は、評議員会で選出する。補欠により選出された役員（職員を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員（職員を除く。）の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行うものとする。ただし、任期が満了したときにこの会の会員ではなくなっている場合（児童が卒業している場合など）はこの限りでない。

(委員)

第6条 この会に次の委員を置く。

- (1) 学年部長 1名もしくは2名
 - (2) 専門部長 広報部・生活安全部・保健体育部・事業部・研修部の各専門部1名
 - (3) 専門部副部長 広報部・生活安全部・保健体育部・事業部・研修部の各専門部1名
 - (4) 専門部書記 広報部・生活安全部・保健体育部・事業部・研修部の各専門部1名
 - (5) 支援学級委員 4名程度
 - (6) 学級委員 各学級2名程度
- 2 前項第2号から第4号までの委員を総称して専門部三役と称する。
- 3 第1項第5号から第6号までの委員を総称して学級委員と称する。

(委員の職務)

第6条の2 学年部長は、学年PTAを代表して、当該学年の各学級の連絡調整、並びに学年PTAの運営に当たる。

- 2 専門部長は、専門部会を代表して、会務を総理し、専門部会の円滑な運営に当たる。
- 3 専門部副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 専門部書記は、専門部の庶務に当たる。
- 5 支援学級委員は、支援学級を代表して、支援学級の会員間の連絡調整、並びに行事等の運営補助に当たる。
- 6 学級委員は、学級PTAを代表して、学級の会員間の連絡調整、並びに学級PTAの運営に当たる。

(委員の選任)

第6条の3 学年部長の選任は、学年毎に学級委員の中からそれぞれ互選により選出する。

- 2 専門部長、専門部副部長、並びに専門部書記の選任は、吉野東小学校PTA役員名等選考規程に基づいて立候補及び推薦された者の中から総会、又は評議員会において選出する。
- 3 支援学級委員の選任は、各支援学級の全会員の中からそれぞれ互選により選出する。
- 4 学級委員の選任は、各学級の全会員の中からそれぞれ互選により選出する。
- 5 ただし、支援学級委員および学級委員について、止むを得ず選出が不可能な場合には、学級の過半数の合意を得て、選出しないこともできる。

(委員の任期)

第6条の4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、前条(委員の選任)の規定を準用し選出する。補欠により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三章 会議

(会議の種別)

第7条 この会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 理事会
- (4) 三役会
- (5) 学年PTA
- (6) 学年部会
- (7) 学級PTA
- (8) 専門部会

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。

- 2 総会は、原則として毎年度初旬に開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、役員を除く会員の中から選出された2名(保護者1名・職員1名)を議長団とし、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 役員を選任及び解任に関する事項
 - (4) 会則等の改廃に関する事項
 - (5) その他、この会の目的達成に必要な事項
- 5 総会は、会員の過半数の出席者(委任状を含む。)によって成立し、議事は出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(評議員会)

第9条 評議員会は、役員(監査を除く。)、専門部三役、学級委員、並びに三主任・学年主任等の10名の職員をもって構成する総会に継ぐ決議機関である。

- 2 会長は、臨時に総会を開催するいとまがない場合、又は総会から付託された事項を審議する必要がある場合、その他緊急性があると認める場合は評議員会を開催することができる。
- 3 評議員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 緊急に議決すべき必要がある事項
 - (2) 総会から付託された事項
- 4 評議員会は、構成員の過半数の出席者(委任状を含む。)によって成立し、議事は出席者の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 評議員会で議決された事項については、速やかに全会員に文書で通知し、評議員会後の最初の総会に報告することを要する。

(理事会)

第10条 理事会は、役員(監査を除く。)、学年部長、専門部長、PTA係担当職員をもって構成する。

- 2 理事会は、三役会から付託された事項を審議し、総会、及び評議員会によって議決された事項を執行するとともに、学年委員会等の各会議の調整を図り、もってPTA活動の円滑な運営に資するものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、監査に対し理事会への出席を求めることができる。

(三役会)

第11条 三役会は、役員(監査を除く。)をもって構成する。

- 2 三役会は、理事会において審議すべき事項、並びに報告すべき事項について協議する。
- 3 三役会は、必要に応じて次に掲げる事項について企画し、その運営に当たる。
 - (1) 各学年部、各専門部の活動調整に関する事項
 - (2) 会員の親睦に関する事項

(学年PTA)

第12条 学年PTAは、学年毎に当該学年の全会員をもって構成し、学年学級教育活動への協力、並びに家庭教育、その他必要な事項について協議する。

- 2 各学年PTAに学年部会を置く。

(学年部会)

第13条 学年部会は、学年毎に学級委員、並びに学年担任職員をもって構成し、各学級の連絡調整に当たるとともに、学年PTAの運営に当たる。

(学級PTA)

第14条 学級PTAは、学級毎に当該学級の全会員をもって構成し、児童の健全な心身の発達を図るとともに、会員相互の親睦を図るための活動を行う。

(専門部会)

第15条 専門部会は、第4項に掲げる専門部毎に専門部長、専門部副部长、専門部書記、専門部リーダー、並びにPTA係担当職員をもって構成し、同項に定める所管事務について企画運営に当たる。

- 2 職員を除く会員は、特定の専門部等に所属をしない。ただし、全員がサポーターとなり、各専門部より所管運営事務等に協力要請があった際には、会員の判断により可能な範囲で参加を行う。執行部、学級委員、支援学級委員については、この限りでない。
- 3 専門部の名称、及び所管事務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
 - (1) 広報部 会員・児童の資質の向上を図るための広報活動、会員の専門性を活かし貢献する活動
 - (2) 生活安全部 会員・児童の校内外の生活安全に関する活動
 - (3) 保健体育部 会員・児童の保健衛生体育に関する活動

- (4) 事業部 親子で資源の大切さを学ぶためのリサイクル活動、地域と連携しPTA活動の活性化を図る活動
- (5) 研修部 会員相互の研修、教養、文化に関する活動、家庭教育学級の活動
(家庭教育学級)

第16条 家庭教育学級は、家庭教育の意義と役割を学習する。

2 家庭教育学級の学級長、副学級長、並びに会計は、研修部三役が兼任し、その企画運営に当たる。

第四章 会計

(経費)

第17条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第18条 会員は、年額4,200円(月額350円)を会費としてこの会が指定する方法により納入するものとする。

2 前項の規定に係わらず、長子数の増減、又はその他の理由により予算額に過不足が生じる年度にあつては、総会の議決を得て、会費の増減ができる。

(事業年度及び会計年度)

第19条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会計報告)

第20条 この会の決算は、会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

第五章 雑則

(帳簿)

第21条 この会に次の帳簿を置く。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員・委員名簿
- (4) 会議録
- (5) 会計簿
- (6) その他必要と認める帳簿

(委任)

第22条 会長は総会、又は評議員会の議決を経て、この会の運営上必要な細則を定めることができる。

附 則

(施行及び改正経緯)

第1条 この会則は昭和56年5月21日より施行する。

- 2 この会則は昭和60年5月7日に改正する。
- 3 この会則は昭和63年5月11日に改正する。
- 4 この会則は平成5年5月12日に改正する。
- 5 この会則は平成6年5月9日に改正する。
- 6 この会則は平成10年4月30日に改正する。
- 7 この会則は平成12年4月28日に改正する。
- 8 この会則は平成16年4月28日に改正する。
- 9 この会則は平成17年4月27日に改正する。
- 10 この会則は平成21年4月30日に改正する。
- 11 この会則は平成22年4月30日に改正する。
- 12 この会則は平成23年4月28日に改正する。
- 13 この会則は平成24年4月27日に改正する。
- 14 この会則は平成26年4月28日に改正する。

- 15 この会則は平成 27 年 4 月 27 日に改正する。
- 16 この会則は平成 28 年 4 月 25 日に改正する。
- 17 この会則は平成 29 年 4 月 24 日に改正する。
- 18 この会則は平成 30 年 4 月 23 日に改正する。
- 19 この会則は平成 31 年 2 月 9 日に改正する。
- 20 この会則は令和 3 年 4 月 28 日に改正する。
- 21 この会則は令和 4 年 2 月 12 日に改正する。
- 22 この会則は令和 4 年 4 月 25 日に改正する。

3 吉野東小学校 P T A 慶弔規程

第 1 条 この規程は、会則第 2 2 条の規定に基づいて定める。

第 2 条 職員の結婚の場合は、5,000 円を贈り祝意を表す。

第 3 条 職員の転退職の場合は、次のとおり記念品を贈り謝意を表す。

- (1) 1 年未満 1,000 円相当品
- (2) 1 年以上 2 年未満 2,000 円相当品
- (3) 2 年以上 3,000 円に 1 年増すごとに 1,000 円を加えた額（上限 5,000 円）の相当品

第 4 条 児童の卒業の場合は、記念品を贈り祝意を表す。

第 5 条 次の者の葬儀は参列(三役会でその都度協議する。)し、香典、弔電、及び生花(ただし、生花については第 1 号の場合に限る。)をもって哀悼の意を表す。

- (1) 職員及び児童死亡の場合 職員、関係学級、及び執行部代表
- (2) 保護者死亡の場合 関係職員、及び執行部代表
- (3) 職員の配偶者、実父母、並びに子女死亡の場合 職員と執行部代表

2 香典料は次のとおりとする。

- (1) 児童及び会員の場合 5,000 円
- (2) 職員の配偶者、実父母、並びに子女の場合 3,000 円

3 生花代は 15,000 円とする。

4 その他の慶弔及び不慮の災害、事故の場合は事情を考慮の上、三役会の協議を経て、祝金、又は見舞金を贈り、後に理事会に報告する。

第 6 条 本規定は昭和 56 年 5 月 21 日より施行する。

- 2 本規程は昭和 60 年 5 月 7 日に改正する。
- 3 本規程は平成 6 年 5 月 9 日に改正する。
- 4 本規程は平成 9 年 4 月 30 日に改正する。
- 5 本規程は平成 11 年 4 月 30 日に改正する。
- 6 本規程は平成 13 年 4 月 27 日に改正する。
- 7 本規程は平成 24 年 4 月 27 日に改正する。
- 8 本規程は平成 27 年 4 月 27 日に改正する。
- 9 本規程は平成 28 年 4 月 25 日に改正する。
- 10 本規程は令和 3 年 4 月 28 日に改正する。
- 11 本規程は令和 4 年 2 月 12 日改正する。

4 吉野東小学校PTA旅費規程

第1条 この規程は、会則第22条の規定に基づいて定める。

第2条 本会の会員が本会を代表し、関係諸団体等の会合に出席する場合、又は執行部の求めに応じ諸行事等に参加する場合は、旅費、出席手当、その他の手当を支給する。

第3条 会員が諸会合に出席する場合は、その事由、出発先、日程、出席者等を具体的に出席者名簿に記載し、会長の許可を受けなければならない。

第4条 旅費、出席手当及びその他の手当は、その性質に応じ、諸会合出席前、諸行事等への参加日又は諸会合出席者からの出席報告書の提出後に支給する。

第5条 出席の途中、天候その他の事故により交通機関が遮断、又は停止したことにより、予定日数を超過した時は、その事由により生じた必要な経費をその他の手当として支給する。

第6条 出席の途中、傷病事故にあった時は、その事実に基づきPTA加入の保険会社等に対して、保険金等の請求手続きを行う。

2 保険金等の請求は会長が行うものとし、その手続きの詳細については別に定められるところによる。

第7条 車両提供者には学校からの距離に応じて燃料費(1km=20円)を支給し、有料駐車場を利用した場合は、その実費(領収書等の証明が必要となる。)を支給する。なお、同一の会合に複数の参加者がある場合は、特別な事情を除き乗り合わせ参加を支給条件とする。

2 公共交通機関を利用する場合は、交通費としてその実費を支給する。

3 第1項及び第2項の旅費は、会合場所等が吉野東小校区外の場合にのみ支給する。

第8条 宿泊することを要する諸会合に出席するときは、宿泊費を支給する。宿泊費は、宿泊に通常伴う諸経費(宿泊料、入湯税、施設利用料等をいい、遊興・嗜好のための出費を除く。)とする。

第9条 県内の諸会合は日帰りを原則とし、半日出席の場合は1,000円の出席手当を、全日出席の場合は2,000円の出席手当と弁当代500円を支給する。

2 県外出張の場合は、1日につき2,500円(全日出席手当・弁当代相当額)を基準とし、宿泊費、移動手段等を考慮の上、理事会の協議により適切な手当総額を決定するものとする。

3 執行部の求めに応じ諸行事等に参加する場合の出席手当は500円とする。ただし、上限を2,000円として、その労の度合を考慮の上、理事会の協議により出席手当額を増加できる。

4 第1項から第3項については、オンライン参加でも適用するものとする。

第10条 諸会合に出席するための必要経費等をその会合を主催する団体から支給された時、若しくは招待された時は、本規程に定める諸手当の支給規定は適用しない。ただし、支給された経費等が規定に満たない場合は、差額を支給することができる。

第11条 諸会合の会議分担金などの必要経費は全額支給する。

第12条 本規程の適用対象であるか否か等の判断が困難なときは、理事会の協議により決定する。

第13条 本規程は昭和56年5月21日より施行する。

2 本規程は昭和60年5月7日に改正する。

3 本規程は平成3年5月16日に改正する。

4 本規程は平成13年4月27日に改正する。

5 本規程は平成19年4月27日に改正する。

6 本規程は平成22年4月30日に改正する。

7 本規程は平成24年4月27日に改正する。

8 本規程は平成26年4月28日に改正する。

9 本規程は平成29年4月24日に改正する。

10 本規程は平成31年2月9日に改正する。

11 本規程は平成31年4月22日に改定する。

12 本規程は令和4年2月12日に改正する。

5 吉野東小学校PTA役員等選考規程

第1条 この規程は、会則第22条の規定に基づいて定める。

第2条 この規程は、PTAの民主的な組織の構成や円滑な運営を期して、職員を除く会長、副会長、書記、会計、監査、専門部長、専門部副部長、専門部書記（以下、この規程において「PTA役員等」という）の選出方法について規定するものである。

第3条 この規程の目的を達成するために、理事会の下に役員選考委員会を組織する。

第4条 役員選考委員会は、当該年度における理事会の承認を得た保護者と職員で構成し、その中から委員長を互選する。

第5条 役員選考委員の任期は、理事会において選任された日から次年度の総会の日までとする。

第6条 PTA役員等は、次の方法により候補者とする。

2 PTA会員の中から立候補、若しくは理事以外の会員からの推薦を受け付け候補者とする。ただし監査にあつては役員選考委員会の推薦により候補者とする。

3 立候補のない時、若しくは理事以外の会員からの推薦がない時は、全理事の投票により役員選考委員会の推薦にて候補者とする。

第7条 候補者が定数以上の場合は、総会の2日前までに全会員の投票を行い投票された有効投票数により、総会の前日までに開票し、総会で決定する。

第8条 役員選考に当たっては、PTA本来の目的を考え、PTAの積極的活動の中心となるべき人物を慎重に考慮し、推薦するものとする。

第9条 本規定は平成5年5月12日より施行する。

2 本規定は平成12年4月28日に改正する。

3 本規定は平成21年4月30日に改正する。

4 本規定は平成22年4月30日に改正する。

5 本規定は平成23年4月28日に改正する。

6 本規程は平成24年4月27日に改正する。

7 本規程は平成25年4月26日に改正する。

8 本規程は平成29年4月24日に改正する。

9 本規程は平成31年2月9日に改正する。

6 吉野東小学校PTA表彰規程

第1条 この規程は、会則第22条の規定に基づいて定める。

第2条 本規程は、本校PTAに功労のあつた者に対し、感謝の意を表すために定めるものである。

第3条 次の場合、記念品、又は感謝状と記念品を贈り表彰する。

(1) 本会の役員を勤めた者に対しては、年度毎に記念品を贈る。ただし、勤めた年度の最後の理事会において贈るものとする。

(2) 本会に対して特別に功労のあつた者には、理事会の協議により、感謝状、又は感謝状と記念品を贈る。

第4条 本規程における役員とは、会長、副会長、書記、会計、学年部長、専門部長とする。

第5条 本規程は昭和59年5月8日より施行する。

2 本規程は昭和63年5月11日に改正する。

3 本規程は平成5年5月12日に改正する。

4 本規程は平成21年4月30日に改正する。

5 本規程は平成22年4月30日に改正する。

6 本規程は平成24年4月27日に改正する。

7 本規程は平成28年4月25日に改正する。

- 8 本規程は平成31年2月9日に改正する。
- 9 本規程は令和4年4月25日に改正する。